

朝日村行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村が実施する行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、朝日村総合計画（以下「総合計画」という。）に基づく効率的かつ効果的な行政運営の推進に資するとともに、村民のニーズを的確に反映した行政サービスの提供及び行政活動の透明化を図り、もって村の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 村長の権限に属する施策及び事務事業について、その効果等を分析し、検証を行うことをいう。
- (2) 施策 総合計画に掲げる主要施策をいう。
- (3) 事務事業 施策を構成する個々の具体的な事務及び事業をいう。

(評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、前年度に実施した施策及び事務事業のうち、村長が必要と認めるものとする。

(評価の視点)

第4条 事務事業評価は、事業実績、コスト及び成果実績を基に、原則として次の区分ごとに行うものとする。

- (1) 必要性（村民が必要としているか）
- (2) 効率性（効率化が図られているか、目的に見合った成果があるか）
- (3) 妥当性（村が実施することが妥当か）
- (4) 協働性（住民や団体等との協働が図られているか）

2 評価の基準は、前項各号に掲げる区分に従い、村長が別に定める。

(評価の種類)

第5条 この要綱において、次の各号に掲げる評価の種類は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施策評価 総合計画に掲げる施策について行うものとする。
- (2) 事務事業評価 総合計画に掲げる施策を構成する個々の具体的な事務及び事業について行うものとする。

(評価の方法)

第6条 この要綱において、次の各号に掲げる評価の方法は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 内部評価 行政評価の対象となる施策及び事務事業（以下「対象施策等」という。）を課等において、一定の評価基準及び指標を用いて客観的に評価する。
- (2) 外部評価 対象施策等の結果を第7条に規定する朝日村行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）において評価する。

(評価委員会)

第7条 行政評価の客観性及び透明性を確保するため、評価委員会を設置する。

2 評価委員会は、村長が必要であると認めるものについて評価を行うものとする。

3 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、5人以内で、村長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認めるもの

4 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

5 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

6 委員長は、会務を総括し、評価委員会を代表する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(評価結果の公表)

第8条 村長は、行政評価の結果を、公表するものとする。

(評価結果の活用)

第9条 評価結果については、事務事業等の改善及び見直し、財政計画への反映並びに朝日村総合計画の進行管理に活用する。

(庶務)

第10条 行政評価に関する庶務は、企画財政課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年7月1日から適用する。